

令和3年度三重県議会事務局内部統制評価報告書審査意見書

三重県監査委員監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条の規定に準じて三重県議会議長から付された令和3年度三重県議会事務局内部統制評価報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和4年9月29日

三重県監査委員 伊藤 隆
三重県監査委員 東 豊
三重県監査委員 廣 耕太郎
三重県監査委員 内田 典夫

1 審査の対象

令和3年度三重県議会事務局内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和3年度三重県議会事務局内部統制評価報告書の審査は、三重県議会議長が作成した内部統制評価報告書について、三重県議会議長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和3年度三重県議会事務局内部統制評価報告書について、三重県議会議長及び内部統制評価所属から報告を受け、三重県監査委員監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和3年度三重県議会事務局内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

特段記載すべき事項はない。